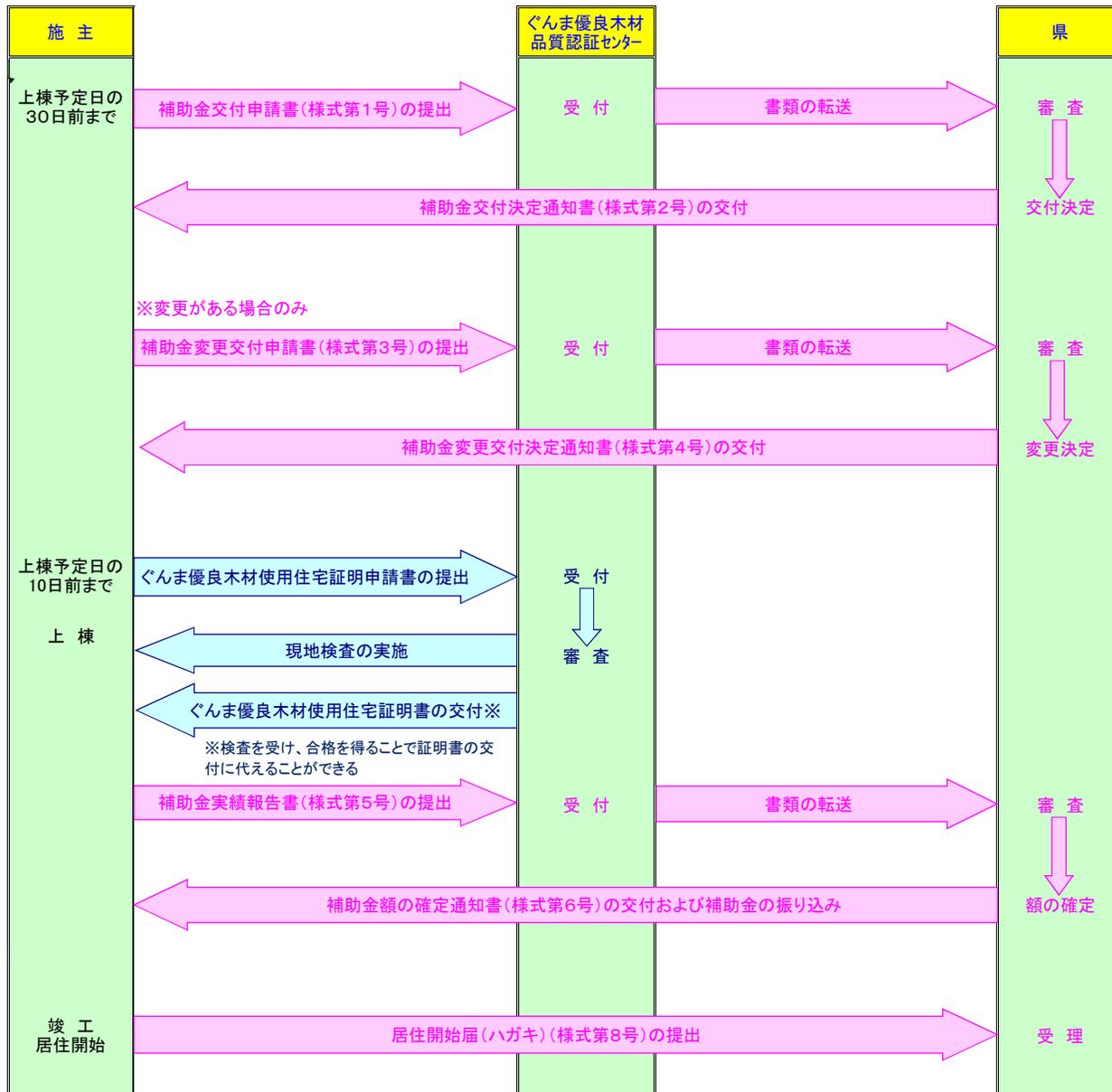


ぐんまの木で家づくり支援事業 手続きのながれ(1) [構造材補助]



注 意 事 項

- 補助金交付申請書は、上棟予定日の30日前までに提出してください。
- 補助金交付決定通知書を交付した日から、補助金交付決定通知書に記載の「事業完了日」までの間に上棟してください。
- 「事業完了日」までに上棟できないことがわかったときは、速やかに「補助金変更交付申請書」を提出し、知事の承認を得てください。(最大で年度末まで延長できます。)
- 補助金交付決定後に、以下の事由が発生したら、「事業完了日」までに「補助金変更交付申請書」を提出し、知事の承認を得てください。
 - ①交付決定された補助金額が変わる場合
 - ②事業完了日までに上棟できない場合
 - ③施工業者が変更になる場合
 - ④その他
- 「ぐんま優良木材使用住宅証明申請書」は、上棟予定日の10日前までに提出してください。
- 検査の実施(「ぐんま優良木材使用住宅証明書」の交付)に際して、手数料がかかります。(構造材:8,200円)
- 補助金交付決定を受けた住宅が上棟し、「ぐんま優良木材使用住宅証明書」が交付されたら、速やかに「補助金実績報告書」を提出してください。
- 実績報告書には、振込口座の通帳の写しを添付してください。
- 補助金の交付を受けた住宅が竣工し、居住を始めたら、「補助金額の確定通知書」に同封した「居住開始届(ハガキ)」に所定事項を記入し、アンケートにご回答の上、投函してください。